○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十六号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成三十年度に係る支給率を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成三十年度に係る支給率は、〇・〇〇〇三六とする。

○国土交通省告示第五百十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、本大臣が昭和六十三年建設省告示第千百二十七号により施行していた地すべり防止工事を次のとおり完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　工事の区域

入谷地すべり地域（昭和四十年建設省告示第二千九百九号、昭和四十四年建設省告示第三千二十二号及び昭和六十年建設省告示第六百八十四号）

二　工事完了の日

平成三十年三月三十日

○国土交通省告示第五百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十五年一月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　東京都立川市曙町一丁目二十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十五年一月二十四日

七　事務所の所在地の変更　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

八　施行規程の変更の認可の年月日　平成三十年三月三十日

○国土交通省告示第五百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成三十年四月二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー十三階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業推進部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第五百二十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
（削る）	ニ‖東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号
ニ‖ト　（略）	ホ～チ　（略）
チ‖愛媛県松山市三番町七丁目七番地一	（新設）
リ　（略）	リ　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○防衛省告示第六十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年防衛省告示第七十六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

防衛大臣　小野寺五典

三中「沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会」を「沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　一般社団法人　北谷町軍用地等地主会」に改める。

○防衛省告示第七十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年防衛省告示第七十七号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

防衛大臣　小野寺五典

三中「沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会」を「沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　一般社団法人　北谷町軍用地等地主会」に改める。